

訪問看護利用契約書

訪問看護重要事項説明書

(介護保険・医療保険)

訪問看護ステーションみょうぎ

様（以下「利用者」といいます）と株式会社妙義会（以下「事業者」といいます。）は、事業者が訪問看護ステーションみょうぎにおいて、提供する訪問看護サービス（以下「サービス」といいます）の利用等について、次のとおり契約を締結します。

第1条 目的

1. 介護が必要な老人および療養者に対する生活の質の確保を図る事を重視し、日常生活動作能力の維持・回復を図るとともに、家族や周辺からの支援によって住み慣れた地域社会や家庭で療養ができるようにしていく事を目的とします。

第2条 契約の期間

1. 契約の期間は、令和 年 月 日から1年間とします。
2. 前項の契約期間満了までに利用者からの解約の申し出がない場合は、この契約は同一の内容で自動更新されるものとし、その後もこれに準じて更新されるものとします。

第3条 運営規定の概要

1. 事業者の運営規定の概要(職員の体制・訪問看護サービスの内容等)は、別紙重要事項説明書に記載したとおりです。

第4条 訪問看護計画書の作成・変更

1. 事業者は、主治医の指示、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、訪問看護計画を作成します。また、訪問看護計画作成後も当該実施状況の把握に努めます。
2. 訪問看護計画には、療養上の目標や目標達成のための具体的なサービス内容等を記載します。
3. 訪問看護計画は居宅サービス計画書が作成されている場合は、その内容に沿って作成します。
4. 事業者は、下記のいずれかに該当する場合には、第1条に規定する訪問看護サービスの目的に従い、訪問看護計画の変更を行います。
 - (1)利用者の心身の状況、その置かれている環境等の変化により、当該訪問看護計画を変更する必要がある場合
 - (2) 利用者が訪問看護サービスの内容や提供方法等の変更を希望する場合
5. 前項の変更に際して、居宅サービス計画の変更が必要となる場合は、速やかに利用者の居宅介護支援事業者に連絡するなど必要な支援を行います。
6. 事業者は、訪問看護計画を作成し、また、変更した際には、これを利用者およびその家族、または代理人に対し説明し、その同意を得るものとします。

第5条 主治医との関係

1. 事業者は、訪問看護サービスの提供を開始する際には、主治医の指示書を受けます。
2. 事業者は、主治医に訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、主治医との密接な連携を図ります。
3. 事業者は、利用者の病状や心身の状態に変化が生じた場合、速やかに主治医や居宅介護支援事業者に連絡いたします。

第6条 訪問看護サービスの内容及びその提供の記録

1. 事業者は、職員を訪問させ、重要事項説明書に記載した内容の訪問看護サービスを提供します。
2. 事業者は、利用者の訪問看護サービスの実施状況等に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存します。

第7条 連携

1. 事業者は、利用者に対して訪問看護サービスを提供するにあたり、居宅介護支援事業者をはじめとする関係機関との密接な連携に努めます。

第8条 苦情対応

1. 事業者は、苦情対応の責任者および連絡先を明らかにし、事業者が提供した訪問看護サービスについて利用者、利用者のその家族または代理人から苦情の申し立てがある場合は、迅速かつ誠実に必要な対応を行います。
2. 事業者は、利用者、利用者のその家族または代理人が苦情の申し立て等を行ったことを理由として、利用者に対し何ら不利益な取り扱いをすることはできません。

第9条 緊急時の対応

1. 事業者は、訪問看護サービスの提供中に利用者に容態の急変が生じた場合、必要な対応をし、速やかに主治医に連絡を取るなどの対応をします。
2. 訪問看護サービスの利用期間中に前項の状態となった場合、必要な対応をします。

第10条 費用

1. 事業者が提供する訪問看護サービスの利用料およびその他の費用は、重要事項説明書に記載したとおりです。
2. 利用者は、サービスの対価として、前項の費用の額をもとに月ごとに算定された利用者負担額を事業者に支払います。
3. 事業者は、利用者にサービス内容等の記載のある領収書を発行します。

第11条 秘密保持

1. 事業者は、正当な理由がない限り、その業務上知りえた利用者およびその家族または代理人の秘密を漏らしません。
2. この守秘義務は、契約終了後ならびに職員退職後も同様です。
3. 事業者および従業員は、サービス担当者会議において、利用者およびその家族または代理人に関する個人情報を用いる必要がある場合には、利用者およびその家族または代理人に使用目的

等を説明し同意を得るものとします。

第12条 サービスの中止

1. 利用者は事業者に対して、サービス提供時間までに通知をすることにより、料金を負担することなくサービスの利用を中止することができます。
2. 利用者が事業者に対して、サービス提供時間までに通知をすることなくサービスを中止した場合は、事業者は【重要事項説明書】に定めるキャンセル料金を利用者に請求することができます。
3. 事業者は自然災害等で訪問が困難な場合には、やむを得ずサービスを中止または変更することがあります。

第13条 契約の終了

1. 利用者は、事業者に対して、1週間の予告期間において文書で通知することにより、この契約を解約することができます。ただし、利用者の病変、急な入院等、やむを得ない事情がある場合は、予告期間が1週間以内の通知でもこの契約を解約することができます。
2. 利用者は次に掲げるいずれかの事由が発生した場合は、この契約を直ちに解約することができます。
 - (1) 事業者が正当な理由無くサービスを提供しない場合
 - (2) 事業者が守秘義務に反した場合
 - (3) 事業者が利用者やその家族に対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合
3. 次の事由に該当した場合は、事業所は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - (1) 利用者またはその家族が事業者やサービス従業者に対して、この契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合
4. 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - (1) 利用者が介護保険施設等に入所した場合
 - (2) 利用者が死亡した場合
 - (3) 利用者が入院等のため、ご利用が3ヵ月以上なかった場合

第14条 損害賠償及び事故発生時の対応

1. 事業者は、訪問看護サービスの提供にあたって、事故が発生した場合には、利用者に対し応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに利用者の住所地の市町村、家族または代理人、居宅介護支援事業者に連絡を行います。また、事後の状況、および事故に際してとった処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じます。
2. 前項において、事故により利用者またはその家族または代理人の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、事業者は速やかにその損害を賠償します。ただし、事業者に故意・過失がない場合はこの限りではありません。

第15条 身分証携行

1. 事業所職員は、その身分を証明する証明書を携帯します。

第16条 利用者代理人

1. 利用者は、代理人を通してこの契約を締結させることができ、また、契約に定める権利の行使と義務の履行を代行することができます。
2. 利用者の代理人選任に関して必要がある場合は、成年後見制度等の紹介をします。

第17条 協議事項

1. この契約に定めのない事項については、介護保険制度・医療保険制度等関係法令に従い、利用者・事業者の協議により定めます。

第18条 裁判

1. この契約に関して止むを得ず訴訟となる場合は、利用者および事業者は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一裁判所とすることをあらかじめ合意します。

利用者の個人情報の利用目的の通知及び

第3者に対する提供に関する同意書

事業者は、利用者からご提供いただいた利用者本人及び家族に関する個人情報を、下記の目的以外に利用しないことをお知らせいたします。

【利用者の個人情報の利用目的】

- 利用者への介護サービス提供
- 介護保険事務
- 利用者のために行う管理運営業務（介護サービス利用の管理、会計、事故報告、介護・医療サービスの向上）
- 施設のために行う管理運営業務（介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料の作成、学生などの実習への協力、職員の教育のために行う事例研究など）
- SNS等の情報公表のため

なお、下記の利用目的のためには、利用者及び家族の個人情報を第三者に提供することがあります。

【利用者の個人情報を第三者へ提供する場合】

- 介護保険事務などの施設業務の一部を外部事業者へ業務委託を行う場合
- 他の介護事業者との連携（サービス担当者会議など）、連絡調整等が必要な場合
- 利用者の受診に当たり、医師に介護記録やケアプランを提供する場合
- 家族への心身状態や生活状況の説明
- 研修等の実習生やボランティアの受け入れにおいて必要な場合
- 損害賠償保険などの請求に係る保険会社等への相談または届出等

重要事項説明書

1. 事業所の概要

事業所名	訪問看護ステーションみょうぎ
所在地	群馬県富岡市妙義町上高田 1207-2
管理者氏名	小金澤 愛美
電話番号	0274-64-9660
FAX番号	0274-64-9661
事業所番号	介護保険： 1061090088
	医療保険： 109.008.8
サービス提供地域	富岡市 下仁田町 安中市

※その他の地域に関しては、サービス提供地域以外にお住まいの方でも、ご希望の方はご相談ください。

2. 事業の目的と運営方針

(1) 事業の目的

介護が必要な老人および療養者に対する生活の質の確保を図る事を重視し、日常生活動作能力の維持・回復を図るとともに、家族や周辺からの支援によって住み慣れた地域社会や家庭で療養ができるようにしていく事を目的とします。

(2) 運営方針

- ① 障害や疾病を抱えている人に対し、その生活の質の確保に努め、住み慣れた地域社会や家庭で継続して療養できるよう家族とともに援助していきます。
- ② 対象者およびその家族などの福祉の向上を目指し、地域の保健、医療、福祉サービスと綿密な連携を図り、実効ある訪問看護サービスを提供することに努めています。
- ③ 利用者およびその家族のニーズに即した質の高い訪問看護活動を行い、利用しやすいステーションを目指しています。
- ④ サービスを行う際には事前に十分説明を行い、必ず利用者および家族の承諾を得ます。
- ⑤ サービスの質を向上させるため、看護師は年2回以上の研修を継続的に受けていきます。

3. 当事業所の職員体制

職種		常勤	非常勤	計
管理者	看護師	1		1
従業者	看護師	2	4	6
	理学療法士	1		1
	作業療法士			
	言語聴覚士			
事務職				
合計		4	4	8

4. 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から土曜日まで
営業時間	8:00～17:00
休業日	日曜日、1月1日

※自然災害等で訪問が困難な場合には、やむを得ずサービスを中止または変更する事があります。

5. サービス内容

サービスは、訪問看護師がご本人・ご家族と話し合いながら、かかりつけ医などと連絡を取り、おひとりおひとりの状態にあわせた『看護』を提供いたします。

(1) 健康相談

- ① 健康の状態の観察と助言（血圧・体温・呼吸・脈拍など）
- ② 特別な病状の観察と助言
- ③ 心の健康チェックと助言（趣味 生きがい・隣人とのつながりなど）

(2) 日常生活

- ① 清潔のケア
- ② 食生活の援助
- ③ 排泄のケア（ストーマケア含む）
- ④ 療養環境の整備
- ⑤ 寝たきり、床ずれ予防のためのケア
- ⑥ コミュニケーションの援助

(3) 終末期の看護

(4) 検査・治療促進のための看護

- ① 慢性疾患（糖尿病・高血圧・肝臓病など）の看護と療養生活の相談
- ② 点滴静脈注射、採血、採尿、褥瘡その他創部の処置
- ③ 留置カテーテル、人工呼吸器、在宅酸素等の医療機器等の管理
- ④ 服薬指導・管理

(5)在宅リハビリテーション看護

- ① 体位変換、関節などの運動
- ② 日常生活動作の訓練(食事・排泄・移動・入浴・歩行など)
- ③ 日常生活用具(ベッド・車イス・自助具など)の利用相談

(6)認知症の看護

- ① 認知症のケアと相談
- ② 生活リズムの整え方に関する支援
- ③ 症状悪化予防のケア
- ④ 事故防止のケア

(7)介護に関する相談

- ① 病状、看護、日常生活に関する相談
- ② 家族の精神的支援
- ③ サービス利用の相談

6. 訪問看護費用

(2) 介護保険制度に基づく(介護予防)訪問看護費用

1 単位 = 10 円

サービス内容		算定基準	単位数	算定回	該当項目
介護予防	訪問看護 I 1	20 分未満	303 円	1 回毎	
	訪問看護 I 2	30 分未満	451 円	1 回毎	
	訪問看護 I 3	30 分以上 1 時間未満	794 円	1 回毎	
	訪問看護 I 4	1 時間以上 1 時間 30 分未満	1,090 円	1 回毎	
	訪問看護 I 5 理学療法士などによる訪問看護	1 回 20 分 (1 週間に 6 回まで)	284 円	1 回毎	
介護	訪問看護 I 1	20 分未満	314 円	1 回毎	
	訪問看護 I 2	30 分未満	471 円	1 回毎	
	訪問看護 I 3	30 分以上 1 時間未満	823 円	1 回毎	
	訪問看護 I 4	1 時間以上 1 時間 30 分未満	1,128 円	1 回毎	
	訪問看護 I 5 理学療法士などによる訪問看護	1 回 20 分 (1 週間に 6 回まで)	294 円	1 回毎	
夜間加算	18:00 ~ 22:00	所定単位の 25%	1 回毎		
早朝加算	6:00 ~ 8:00	所定単位の 25%	1 回毎		
深夜加算	22:00 ~ 6:00	所定単位の 50%	1 回毎		
サービス提供体制強化加算(11 項:注 1)		6 円	1 回毎		
特別管理加算(11 項:注 2)	(I)	500 円	1 月毎		
	(II)	250 円			
緊急時訪問看護加算(11 項:注 3)		600 円	1 月毎		
中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位の 5%	1 月毎		
長時間訪問看護加算(11 項:注 4)	1 時間 30 分以上の訪問看護を行う場合	300 円	1 回毎		
退院時共同加算(11 項:注 5)		600 円	該当月		
初回加算 1(11 項:注 6)	病院から退院当日に初回訪問した場合	350 円	該当月		

初回加算Ⅱ		300円	該当月	
看護・介護職員連携強化加算(12項:注7)		250円	1月毎	
複数名訪問加算(12項:注8)	I 看護師同行	30分未満 402円	1回毎	
	II 看護補助者同行	30分未満 317円		
ターミナルケア加算(12項:注9)		2,500円	死亡月	
看護体制強化加算(12項:注10)	予防	100円	1月毎	
	介護(I)	550円		
	介護(II)	200円		

※利用者の負担割合に応じた額、ただし限度額を超えた場合は全額(10割)負担

注1. サービス提供体制強化加算(区分支給限度基準額の算定対象外となります) 研修等を実施しており、かつ3年以上の勤続年数のある者が30%以上配置されている場合加算されます。

注2. 特別管理加算(区分支給限度基準額の算定対象外となります)特別な管理を要する利用者(別に厚生労働大臣が定める状態にあるもの=下記①~⑦。訪問看護指示書に記載)に対して、計画的な管理を行った場合に算定します。

特別管理加算(I):

- ①在宅悪性腫瘍患者指導管理を受けている状態
- ②在宅気管切開患者指導管理を受けている状態
- ③気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態

特別管理加算(II):

- ①在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態
- ②人工肛門又は人工膀胱を設置している状態
- ③真皮を越える褥瘡の状態
- ④点滴注射を週3回以上行う必要があると認められる状態

注3. 緊急時訪問看護加算(区分支給限度基準額の算定対象外となります。)

利用者又は家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に、常時対応できる体制にある事業所が、利用者の同意を得て、①利用者・家族等に対して24時間連絡体制にあり、さらに②計画外の緊急時訪問を必要に応じて行う場合に、その月の第1回目の訪問看護を行った日に加算されます。

注4. 長時間訪問看護加算

特別管理加算の対象者に対して、1時間以上1時間30分未満の訪問看護を行った後に、引き続き訪問看護を行い、所要時間の通算が1時間30分以上となる場合加算されます。

注5. 退院時共同加算

保険医療機関又は介護老人保健施設に入院中又は入所中で、訪問看護を受けようとする患者に対し、退院又は退所に当たって、主治医等と訪問看護ステーションの看護師が共同して、在宅での療養上必要な指導を行った場合加算されます。

注6. 初回加算

新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して、訪問看護を提供した場合に加算されます。

注7. 看護・介護職員連携強化加算

訪問介護事業所と連携し、たんの吸引等が必要な利用者に係る計画の作成や訪問介護員に対する助言等の支援を行った場合に加算されます。

注8. 複数名訪問加算

同時に複数の看護師、または看護補助者が訪問看護を行うことについて、利用者やその家族等の同意を得ている場合であって、次のいずれかに該当する場合加算されます。

- ① 利用者の身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合
- ② 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合
- ③ その他利用者の状況から判断して、①又は②に準ずると認められる場合

注9. ターミナルケア加算 ※介護予防は該当しません。

都道府県知事に届け出た指定訪問看護事業所がその死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上（死亡日及び死亡日前14日以内に医療保険による訪問看護の提供を受けている場合は1日以上）ターミナルケアを行った場合加算されます。（ターミナルケアを行った後、24時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む。）

注10. 看護体制強化加算

緊急時訪問看護加算、特別管理加算、ターミナルケア加算のいずれも一定割合以上の実績がある事業所で、基準に適合しているものとして都道府県知事に認められた場合に加算されます。

注11. 理学療法士・作業療法士又は言語聴覚士の訪問

- ① 理学療法士・作業療法士又は言語聴覚士による訪問看護は、その訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護職員の代わりに訪問させるという位置づけのものとなります。尚、言語聴覚士による訪問において提供されるものは、あくまで看護業務の一部であることから、言語聴覚士の業務のうち「保健師助産師看護婦法（昭和23年法律第203号）の規定」にかかわらず業とすることができるとされている診療の補助行為「言語聴覚士法（平成9年法第132号）第42条第1項」に限られます。
- ② 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問看護は、1回あたり20分以上訪問看護を実施することとし、1人の利用者に付き週6回を限度とします。

(3) 医療保険制度および関係法令に基づく訪問看護費用

項目		内容	当該
基本療養費Ⅰ		週3回まで5,550円 週4日目以降6,550円	
基本療養費Ⅱ (同一建物への訪問)	同一日に2人	週3回まで5,550円 週4日目以降6,550円	
	同一日に3人以上	週3回まで2,780円 週4日目以降3,280円	
基本療養費Ⅲ(入院中外泊時の訪問)		1回8,500円	
緩和ケア・褥瘡ケア・人工肛門ケア・人工膀胱ケア専門訪問看護料(14項:注11)		1月につき12,850円	
訪問看護管理療養費 (14項:注12)	機能強化型1	月の初日は13,230円 2日目以降1日3,000円	
	機能強化型2	月の初日は10,030円 2日目以降1日3,000円	
	機能強化型3	月の初日は8,700円 2日目以降1日3,000円	
	1,2,3以外	月の初日は7,670円 2日目以降1日3,000円	
緊急訪問看護加算(14項:注13)		1日につき2,650円	
難病等複数回訪問加算		2回:4,500円、3回以上:8,000円	
長時間訪問看護加算(14項:注14)		週1回につき5,200円	
複数名訪問看護加算(15項:注16)		1回につき4,500円または3,000円	
早朝・夜間加算 (6:00～8:00、18:00～22:00)		2,100円(1回につき)	
深夜加算(22:00～6:00)		4,200円(1回につき)	
24時間対応体制加算		1月につき6,800円	
特別管理加算 (15項:注17)	重症度高い	1月につき5,000円	
	上記以外	1月につき2,500円	
退院時共同指導加算(15項:注18)		8,000円	
特別管理指導加算(15項:注19)		2,000円	
退院支援指導加算(15項:注20)		6,000円	
在宅患者連携指導加算(15項:注21)		1月につき3,000円	
在宅患者緊急時等カンファレンス加算 (15項:注22)		1回2,000円(月2回に限り)	
看護・介護職員連携強化加算(15項:注23)		1月につき2,500円	
訪問看護情報提供療養費	1	市町村などからの求めに応じ、厚労大臣が定める疾病等の利用者に係る保健福	月1回 1,500円

		祉サービスに必要な情報提供		
	2	厚労大臣が定める疾病などの利用者の入学時・転校時等に義務教育諸学校からの求めに応じ情報提供	//	
	3	保健医療機関等に入院・入所にあたり主治医に訪問看護に係る情報提供	//	
訪問看護ターミナルケア療養費	1	在宅または特別養護老人ホームなどで死亡した利用者に対し、支援体制を家族に説明して死亡日及び死亡前14日以内に2回以上ターミナルケアを行った場合	25,000円	
	2	特別養護老人ホームなどで看取り介護加算を算定している利用者にターミナルケアを行った場合	10,000円	

※基本利用料・・・費用額の1割、2割または3割

実費負担となる利用料

項目	内容
休日利用料金	1回1,000円
交通費	1km30円
エンゼルケア	1回5,000円
受診同行	1回5,000円

注11. 緩和ケア・褥瘡ケア・人工肛門ケア・人工膀胱ケア専門訪問看護料、一定の病状にある者に対して専門性の高い看護師と看護師が同日に訪問した場合に算定します。

注12. 訪問看護管理療養費（機能強化型 1.2.3.）

24時間対応、ターミナルケア、重症度の高い患者の受け入れ、居宅介護支援事業所の設置等の基準要件をすべて満たし、地方厚生局に届け出た機能の高い訪問看護ステーションでの管理療養費です。訪問看護ステーションの基準に応じて1.2.3のいずれかが算定されます。

注13. 緊急訪問看護加算

計画的な訪問以外に患家の求めに応じた緊急訪問を行った場合に1日につき1回加算されます。

注14. 長時間訪問看護加算

長時間の訪問を要する利用者（人工呼吸器を使用している者、特別な管理を必要とする者、特別訪問看護指示書での訪問）に対して、1回の指定訪問看護の時間が90分を超えた場合は、週1回に限り、加算されます。（15歳未満児で重症及び特別管理加算対象の場合のみ週3日まで）

注15. 乳幼児加算 6歳未満の乳幼児に対して訪問看護を行った場合1日につき1回加算されます

注16. 複数名訪問看護加算

複数の看護師等（①保健師、②助産師、③看護師、④理学療法士、⑤作業療法士、⑥言語聴覚士、⑦看護補助者）との同行による訪問看護を行った場合、①～⑥は週1回に限り、4,500円加算されます。⑦は週3回限度で1日に1回3,000円、2回6,000円、3回以上10,000円加算されます。

注17. 特別管理加算

重症度の高い利用者(在宅悪性腫瘍患者指導管理を受けている状態・在宅気管切開患者指導管理を受けている状態・気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態)の場合に 5,000 円加算されます。上記以外(①在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態②人工肛門又は人工膀胱を設置している状態③真皮を越える褥瘡の状態④在宅患者点滴注射管理料算定)の対象者に訪問した場合に 2,500 円加算されます。

注18. 退院時共同指導加算

保険医療機関又は介護老人保健施設及び介護医療院に入院中又は入所中で、訪問看護を受けようとする患者に対し、退院又は退所に当たって、当該主治医と訪問看護ステーションの看護師が共同して、在宅での療養上必要な指導を行った場合加算されます。

注19. 特別管理指導加算

退院後特別な管理が必要な患者に対して主治医の指示を受けた訪問看護師が、退院時共同指導を行った場合に加算されます。

注20. 退院支援指導加算

厚生労働大臣が定めた疾病や特別管理加算の対象者及び退院当日に訪問看護が必要と認められた者に対し、訪問看護ステーションの看護師等が退院日に在宅において療養上必要な指導を行った場合加算されます。

注21. 在宅患者連携指導加算

訪問看護ステーションの看護師等が、利用者(または家族)の同意を得て、訪問診療を実施している保険医療機関を含め、歯科訪問診療を実施している保険医療機関または訪問薬剤管理指導を実施している保険薬局と月2回以上文書等により情報共有を行うとともに、共有された情報を踏まえて療養上必要な指導を行った場合に月1回に限り加算されます。

注22. 在宅患者緊急時等カンファレンス加算

患者の急変に際し、主治医等が患家を訪問し、関係する医療従事者と共同で一堂に会しカンファレンスを開催し、診療方針等について話し合いを行い、患者に指導を行った場合加算されます。

注23. 看護・介護職員連携強化加算

喀痰吸引等特定行為業務を実施する介護職員等へ訪問看護ステーションが支援を行なった場合に加算されます。

(3) その他の料金

①当事業所利用者	<p>外出支援・受診介助・ご遺体のケア等、保険適応とならないもの</p> <p>【平日】 利用開始時間から 1 時間未満 5,000 円 1 時間以上 30 分毎 3,000 円を加算する</p> <p>【休日】 基本料金 5,000 円 基本料金に加え利用開始 1 時間から 1 時間未満 5,000 円 1 時間以上 30 分毎 3,000 円を加算する</p> <p>【夜間・深夜・早朝加算料金】 平日、休日とも以下の割増となる</p> <p>④ 夜間 18:00 ～ 22:00 1.25 倍 ⑤ 深夜 22:00 ～ 5:00 1.5 倍 ⑥ 早朝 5:00 ～ 8:00 1.25 倍</p> <p>医療機関、居宅介護支援事業所などからの相談依頼に対し適宜検討する</p>
②当事業所非利用者	<p>初期登録料 10,000 円</p> <p>利用料金に関しては、初期登録料含め①当事業所利用者料金に準じる</p>
衛生材料費	実費
キャンセル料	<p>1 回 1,000 円</p> <p>※キャンセルが必要となった場合は、至急ご連絡ください。当日訪問してからキャンセルとなった場合、ご負担を頂きます。ただし、緊急の場合等は、この限りではありません。</p>
雑費	有料駐車場料金が発生した場合は、別途実費での徴収

(4) その他

(1) サービス実施のために使用する移用社宅の水道・ガス・電気・電話等の費用は、利用者様の負担となります。

(2) 料金のお支払方法

- ・現金払い・・・毎月 10 日までに前月分の請求をいたしますので、20 日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
- ・口座引き落とし・・・所定の手続きにより、指定の口座から引き落とさせていただきます。

7. BCP(事業継続計画)について

当事業所は、株式会社妙義会、特定非営利活動法人妙義会と常に情報を共有し、災害や感染症などの発生時に備え、平時より以下の項目を規定しております

災害に備えた BCP

(1) 平常時

- 平常時より地域の避難方法や避難所に関する情報に留意し、地域の関係機関(行政・自治会・職能・事業所団体など)と良好な関係を構築する。そのうえで、災害に伴い発生する安否確認やサービス調整等の業務に適切に対応できるよう、居宅介護支援事業所、居宅サービス事業所、地域の関係機関と事前に検討・調整する。

(2) 災害が予想される場合

- 自サービスについても、災害等で甚大な被害が想定される場合などにおいては、休止・縮小を余儀なくされることを想定し、その際の対応方法を定めておくとともに、他の居宅介護支援事業、居宅サービス事業所、地域の関係機関に共有の上、利用者や家族に説明する。

(3) 災害発生時

- 市街発生時で、事業が継続できる場合には、可能な範囲で、個別訪問等により早期の状態把握を通じ、居宅サービスの実施状況の把握を行い、被災生活により状態の悪化が懸念される利用者に対して、必要な支援が提供されるよう、居宅サービス事業所、地域の関係機関との連絡調整等を行う。

感染症等に備えた BCP

基本方針

本計画は、以下の基本方針を軸にその対応にあたるものとします。

① 利用者の安全確保

利用者は重症化リスクが高く、集団感染が発生した場合、深刻な被害が生じる恐れがあることに留意して感染拡大防止に努める

② サービスの継続

利用者の健康・身体・声明を守る機能を維持する

③ 職員の安全確保

職員の生命や生活を維持しつつ、感染拡大防止に努める

感染拡大防止体制の確立

感染を未然に防止するため、また感染症が発生した場合は速やかにその防止対策が取れるよう必要な措置を講じます。

- 感染防止委員会を設置しており、法令に定められたとおり、定期的に委員会を開催しています
- 選任の委員を事業所の担当者とし、管理者とともに、委員会での指示伝達、職員への周知徹底をしています
- 感染対策の指針内容を遵守するために、必要な研修を定期的に行い、全職員が速やかにその対策が取れるよう、定期的に訓練を実施しています
- 従業員のメンタルヘルス・労務管理についても随時対処していきます。
- 関係機関への報告・連絡をおこない随時対応します

※BCP に関しましては、グループ法人としてのマニュアルを事務所内の閲覧可能ファイルに閉じてあります。

8. ハラスメント対応としての取り組み

当事業所は、株式会社妙義会、特定非営利活動法人妙義会と常に情報を共有し、男女雇用機会均等法におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつハラスメント対策に取り組んでいます。

(1) 事業者としての基本方針の決定

(2) ハラスメントに対する基本的な考え方やその対応についての基本方針を、職員・家族へ周知するとともに、事業所内で意識を統一しています。

(3) 報告・相談しやすい窓口の設置

ハラスメントの発生時だけでなく、可能性があると思われる場合も含め、職員が報告・相談しやすい窓口を設置しており、その窓口を職員に周知しています。

(4) PDCA サイクルを応用した対策等の更新

もしハラスメントが発生した場合にも、背景などをできるだけ詳細に把握し、それを踏まえ体制や対策等を適宜見直していくPDCAサイクルの考え方を応用しています。

9. 緊急時における対応方法

事業主は、訪問看護サービスの利用期間中または訪問看護サービス提供中に容態の変化などがあった場合は必要な対応をし、速やかに主治医および家族に連絡を取るなどの対応をします。

10. 個人情報の保護

当事業所およびすべての職員は、サービスを提供するうえで知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。当法人は、ご利用者およびそのご家族の個人情報を、下記の業務上必要な範囲において使用および第三者提供します。

個人情報の使用範囲

- ① 利用者に提供するサービス
- ② 保険請求のための事務
- ③ 当法人の行う管理運営業務
- ④ 他の医療機関、関係機関との連携
- ⑤ 家族等への状況説明
- ⑥ 行政機関等、法令に基づく照会・確認
- ⑦ 賠償責任保険等に係わる専門機関、保険会社への届出、相談
- ⑧ その他公益に資する運営業務（基礎資料の作成、実習への協力、職員研修等）

11. 実習生受け入れ協力について

当事業所は、看護学生等の実習受け入れ事業所となっております。ご利用者およびご家族のご理解とご協力をお願いいたします。なお、受け入れについては、お断りいただいても何ら不利益が生じることはありません。

12. 虐待防止に関する事項について

当事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じています。

- ① 虐待防止検討委員(担当者)を選定しています。
- ② 虐待の発生、またはその再発を防止するため、虐待防止検討委員会を設置しており、定期的に委員会を開催しているとともに、その指針内容を遵守するために、定期的な研修を実施し、職員に周知しています。
- ③ 成年後見制度の利用を支援します。
- ④ 虐待防止のための苦情解決体制を整備しています。
- ⑤ 利用者に虐待の事実が確認された場合は、速やかに必要な措置を講じます。

13. 身体拘束の原則禁止について

当事業所は、利用者の尊厳を保持し原則身体拘束を行わない事を認識します。

但し、利用者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合に限り、下記体制を整備し、これを維持、強化して行きます。

- (1) 身体拘束適正化検討委員を選定しています。
- (2) 緊急やむを得ず身体拘束等を行なわざるを得ない状況になった場合のみ、関係する他職種の検討会議を行なったうえで、当事業所責任者（又は当該委員）によりご本人、ご家族へ書面をもって説明し同意を得たうえで最小限の拘束を行ないます。

14. 苦情相談窓口

サービス提供に関する苦情や相談は、下記の窓口でお受けします。

当事業所の窓口

訪問看護ステーションみょうぎ	0274-64-9660
受付時間	月曜日から土曜日 8時から17時
担当者名	小金澤 愛美

公的機関窓口

富岡市高齢介護課	0274-62-1511
安中市介護高齢課介護保険係	027-382-1111
下仁田町福祉保険課介護保険係	0274-64-8802
国民健康保険連合会	027-290-1323（苦情相談専用）

当事業所では、介護保険法第115条29の規定に基づき、介護サービス情報をインターネットで公表しております。

群馬県介護サービス情報の公表の URL http://www.pref.gunma.jp/cate_list/ct00005432.html

訪問看護サービスの提供開始にあたり、利用者に対し本書面に基づき契約し、重要事項の内容、個人情報の利用目的及び第3者への情報提供に関する説明を行い、同意を得ましたので、本書2通を作成し1通を交付しました。

<事業者>	事業者名	株式会社 妙義会
	住 所	富岡市妙義町上高田653番地
	代 表	代表取締役 竹内 剛尊
	事業所名	訪問看護ステーションみょうぎ
	住 所	富岡市妙義町上高田1207番地2
	事業所番号	介護保険 1061090088 医療保険 109.008.8
	【説明者】	職務 管理者
		氏名 小金澤 愛美

私は、本書面により、事業者から訪問看護サービスの契約及び重要事項の内容、個人情報の利用目的及び第3者への情報提供に関する説明を受け、同意し文書の交付を受けました。

利用者 住 所 _____
氏 名 _____

(代筆者)

家 族 住 所 _____
(または代理人) 氏 名 _____

(本人との関係)